

佐野市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

～さのエデュケアプラン～

Sano Edu-Care Plan



こどもたちにとって
よりよい教育環境となるために

令和8年3月
佐野市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目 標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて.....	7
6	参考資料	8

～ さのエデュケアプラン ～ Sano Edu-Care Plan

「教育 (Education)」と「子どもたちと教職員のケア」を掛け合わせ、佐野市の頭文字を冠した名称。

子どもたちの教育環境が充実するとともに、教職員にとって、働きやすさと働きがいのある職場となるよう、関係者が協力・協働して学校の働き方改革を進めることを願って名付けました。

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

社会状況が大きく変化し、将来の予測が困難な現在において、学校や学校職員が取り組まなければならない課題は山積し、多様化・複雑化している。

本市では、これまでも学校における働き方改革に取り組み、一定の成果を上げてきた。

国においても、令和7（2025）年6月に公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法等（以下「給特法」という。）の改正を行い、すべての教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等を義務付けた。

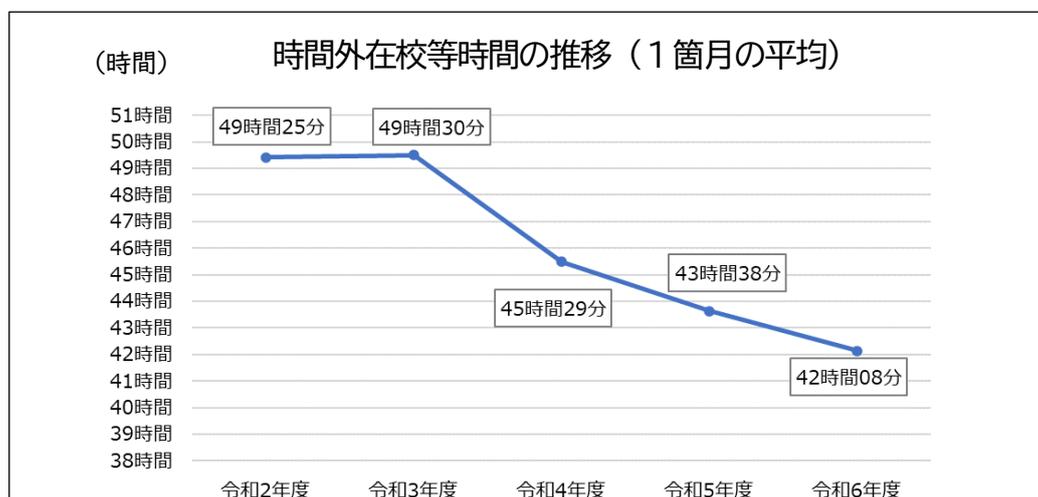
そこで、教職員の働きやすさと働きがい^{※1}を両立させ、学校における働き方改革を一層推進し、こどもたちのよりよい教育環境の充実を目指して、佐野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 ～さのエデュケアプラン～（以下、本計画という。）を策定する。

(2) 本市の現状

本市教職員の時間外在校等時間、健康リスク、働きがいに関する現状は以下のとおりとなっている。

① 本市教職員の時間外在校等時間の推移（1箇月の平均時間）

令和2年度から令和6年度までの、本市教職員^{※2}が1箇月当たりに行った時間外在校等時間の平均時間の推移は、以下のとおりである。



○時間外在校等時間は、令和3年度の49時間30分を最長とし、以降減少傾向で、令和6年度には42時間8分となり、7時間22分減少した。

※1 教職員の働きやすさと働きがい：本市では、「文部科学省 令和6年度「学校における働き方改革の推進に係る調査研究」事業報告書～教育委員会が学校と伴走するために～と同様に、働きやすさと働きがいを以下のように仮定する。

○働きやすさ：時間外在校等時間が減少するなど、教職員が働きやすい勤務環境が実現していること

○働きがい：教師の幸福度やWell-being等が高いなど、教職員が働きがいを感じる勤務環境が実現していること

※2 教職員：本計画では県費負担教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務等）とし、市費の教職員（さわやか教育指導員等）は除く。

② 1箇月の時間外在校等時間の状況

令和6年度における本市教職員の1箇月の平均時間外在校等時間の状況は、以下のとおりである。

令和6年度の時間外在校等時間の状況（1箇月の平均）

	時間外在校等時間	月45時間を超える教職員の割合	
		①月45時間を上回る教職員の割合	①のうち月80時間を上回る教職員の割合
小学校	37時間56分	41.7%	5.7%
中学校	49時間07分	45.9%	11.1%
義務教育学校	43時間52分	37.6%	7.1%
全校種平均	42時間08分	42.3%	7.5%

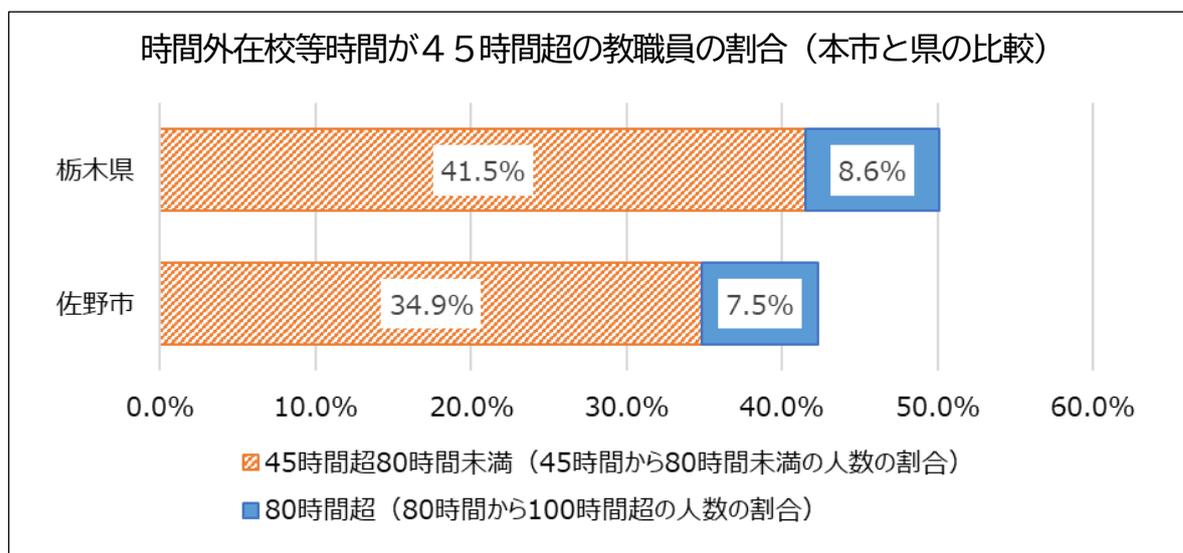
※参考：令和7年3月の教職員数：小学校342人 中学校182人 義務教育学校92人 合計616人

○令和6年度の時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は、全校種平均42.3%であり、中学校の教職員が45.9%で最多となっている。

また、月45時間を超える教職員のうち、80時間を超える割合も、中学校の教職員が11.1%で最多となっている。

③ 時間外在校等時間の本市と県の比較

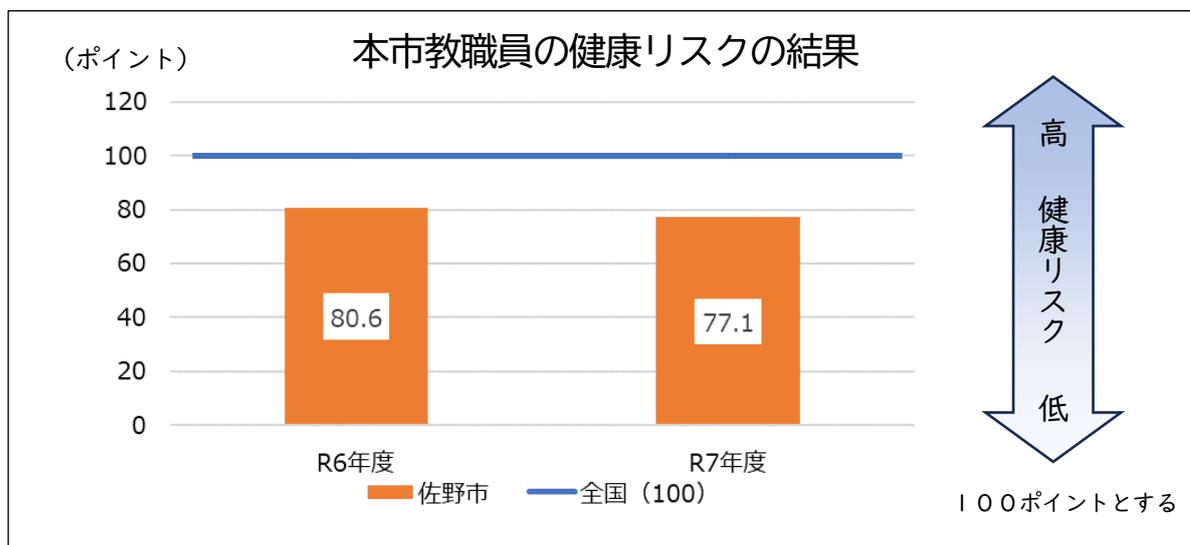
令和6年度の本市教職員と県全体の教職員の時間外在校等時間の比較は、以下のとおりである。



○栃木県の数値は小学校・中学校・高等学校等すべての校種の教職員を含むため、単純には比較できないが、時間外在校等時間が月45時間から月80時間未満の教職員の割合、月80時間を超える教職員の割合とも、県全体の割合を下回っている。

④ 本市教職員の健康リスクの現状

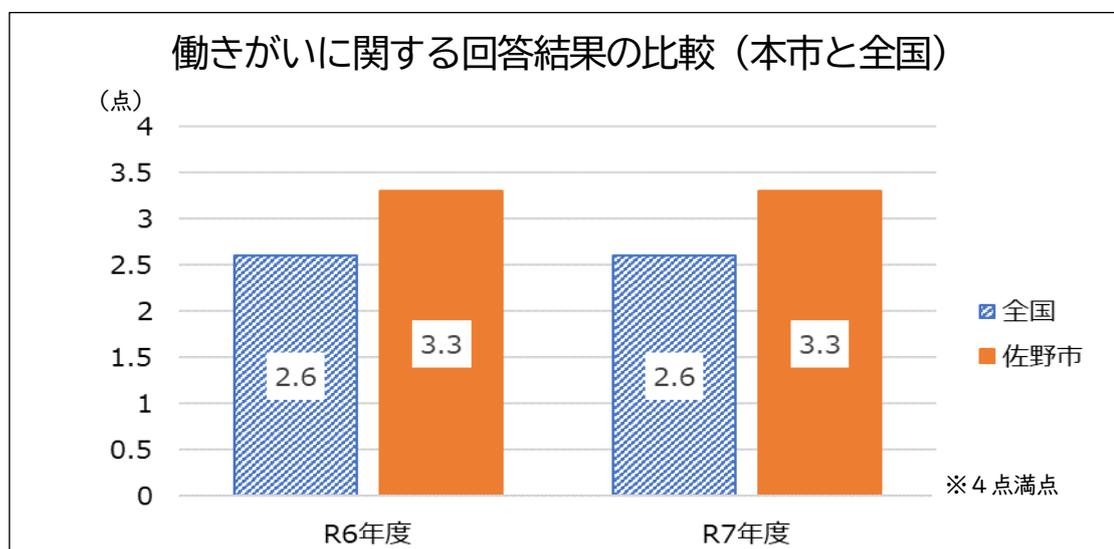
ストレスチェックにおける健康リスクに関する質問内容の回答結果は、以下のとおりである。



○本市教職員の健康リスクの総合ポイントは、全国（100）に対して低くなっていることから、良好な状態にあり、令和7年度は令和6年度に比べて減少している。

⑤ 本市教職員の働きがいについての現状

ストレスチェックにおける働きがいに関する質問内容の回答結果は、以下のとおりである。



○令和6年度、7年度とも全国及び本市の結果は同数値であり、全国に比べ本市は高い数値になっていることから、働きがいを感じている教職員が多い状態となっている。

これまでの本市教職員の現状を踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定し、今後も継続して学校における働き方改革を推進する。

2 目 標

こどもたちにとって、よりよい教育環境を実現するために、教職員が持続的に健康で、成果を上げることのできる働き方を目指して、以下の目標を設定し取り組む。

(1) 時間外在校等時間に関する目標と取組

教職員が健康を保ち、生き生きと教育活動に取り組むことで、こどもたちの学力向上や心身の成長を促し、教育の質を向上させる。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を令和11年度までに30時間程度とする。 【基準値：42時間8分（令和6年度）】
- ・ 教職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下とする。

(2) 仕事と生活の調和^{※1}（ワーク・ライフ・バランス）や働きがい等に関する目標と取組

教職員が、児童生徒及び保護者と信頼関係を構築し、それぞれの専門性を発揮することなどにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる。

- ・ ストレスチェック「健康リスク」の総合ポイントを、令和11年度までに75ポイント以内とする。 【基準値：77.1ポイント（令和7年度）】
- ・ ストレスチェック「働きがい」のポイントを3.5（4点満点）とする。 【基準値：3.3ポイント（令和7年度）】

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、計画策定後においても、社会情勢の変化、国や県の動向等を考慮しながら、必要に応じて本計画や別紙「佐野市の学校における働き方改革の具体的な取組内容」（以下、「具体的な取組内容」という。）を見直すこととする。

※1 仕事と生活の調和：仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。（内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトより）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

文部科学省の示す「学校と教師の業務の3分類」は以下のとおりである。

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<ol style="list-style-type: none"> 6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 	<ol style="list-style-type: none"> 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

本市では、この「学校と教師の業務の3分類」（以下、「3分類」という。）を基に、別紙に具体的な取組内容を示し、学校における働き方改革を進める。

以下には、計画期間において、本市で取り組む重点事項を示す。

(1) 3分類に関すること

具体的な取組内容において、本市が重点的に取り組む内容は以下のとおりである。

① 「1 学校以外が担うべき業務」について

< 重点事項 >

○ 3分類② 「放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応」について

ア 放課後から夜間等における見回りは、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に行うよう整備

イ 児童生徒が補導された時の対応は、保護者及び学校以外の主体が中心に対応するよう周知

○3分類④「地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等」について

ア 地域人材等との連絡調整を地域コーディネーターが中心に行うための取組や対応についての検討

②「2 教師以外が積極的に参画すべき業務」について

<重点事項>

○3分類⑦「学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理」について

ア 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置

○3分類⑬「部活動」について

ア 部活動地域展開推進計画の策定・周知

イ 休日部活動の地域クラブ活動への移行の促進

③「3 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について

<重点事項>

○3分類⑱「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」について

ア スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクーリングサポーター、日本語指導ができる日本語教室指導員等の専門的な人材の配置

イ さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援学級支援員等の配置による児童生徒への支援

(2) 学校業務の適正化等に関すること

具体的な取組内容において、本市で重点的に取り組む内容は以下のとおりである。

<重点事項>

○「3 校務の改善・効率化・明確化」⑤ICT等を活用した業務改善について

イ 一斉メール配信システムの整備

エ 留守番電話の設置

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、具体的な取組内容において、本市で重点的に取り組む内容は以下のとおりである。

<重点事項>

○「1 教職員の健康サポートに関する取組」①ストレスチェック・定期健康診断等の実施について

ア ストレスチェックや定期健康診断等の実施

(4) 各学校での取組

学校においては、具体的な取組内容を参考に、各学校で「学校における働き方改革推進プラン」を定め、教職員が担う業務の適正化や教職員の健康及び福祉の確保に関する取組の推進を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる福祉等に関する人材の確保に当たり、市教育委員会、市関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画及び各学校で定める「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、学校における働き方改革を実施する。
- ・長期休業（夏休み及び冬休み）の延伸を行い、児童生徒の熱中症対策等の登下校及び在校の環境リスクを軽減するとともに、教員の心身の健康を確保する。
併せて、長期休業の延伸が新たな課題を生じさせないよう、児童生徒の学習意欲の保持及び家庭学習の促進に関する取組を、通常の学校の授業及び指導等において、効率的かつ効果的に実施する。

(2) 周知・啓発

- ・各学校において、学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント力の向上等に関する啓発を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

(3) 実施状況の把握

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で実施しているストレスチェック、県教育委員会で実施しているコンプライアンスチェックの結果等から把握する。

(4) 報告・公表

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで市の平均値を公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

6 参考資料

本計画を受け、以下の様式を参考に各学校で計画を作成する。

【様式】

令和 年度 佐野市立 学校

学校における働き方改革推進プラン ～子どもたちにとってよりよい教育環境となるために～

	具体的な取組	取組主体	達成状況	達成・未達成の理由 子ども、教職員、保護者・地域の様子 等
1				
2				

A4用紙1枚程度にまとめる

佐野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
～さのエデュケアプラン～ Sano Edu-Care Plan

令和8（2026）年3月

発行 佐野市教育委員会

編集 佐野市教育部教育総務課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3106

FAX 0283-20-3032

E-mail kyoiku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>

～さのエデュケアプラン～

Sano Edu-Care Plan



さのまる©佐野市

佐野市の学校における働き方改革の具体的な取組内容

<凡例>

重点・継続・新規については、教育委員会での対応を示している。

◎：主体となる団体・組織・個人等

○：指導・助言・支援等を行う団体・組織・個人等

学校と教師の業務の3分類に関すること			取組主体			
			◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
1 学校以外が担うべき業務			市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等						
新規	ア	教育委員会が中心となり保護者または地域住民その他関係者が担う体制の整備に向けた取組の検討	◎	○		◎
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応						
重点	ア	放課後から夜間等における見回りは、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に行うよう整備	◎			◎
重点	イ	児童生徒が補導された時の対応は、保護者及び学校以外の主体が中心に対応するよう周知	◎			○
	ウ	児童生徒に対する外部機関、地域住民等からの通報や連絡に対する初動の対応	○			◎
	エ	問題行動等を行った児童生徒の初動の対応後の対応	○	○	○	◎
③学校徴収金の徴収・管理						
継続	ア	給食費の公会計化	◎			
継続	イ	インターネットバンキングの導入	◎			
	ウ	学校徴収金徴収業務の効率化の推進	○	◎		
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等						
重点	ア	地域人材等との連絡調整を地域コーディネーターが中心に行うための取組や対応についての検討	◎			◎
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応						
継続	ア	学校では対応が困難な事案への対応する相談窓口の設置	◎			
継続	イ	学校が利用できる弁護士等の専門家の活用できる環境の整備	◎			

学校と教師の業務の3分類に関すること		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
2 教師以外が積極的に参画すべき業務		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
⑥調査・統計等への回答					
継続	ア	文書削減の依頼	◎		
継続	イ	学校現場の負担軽減に資するための取組方法等の適宜見直し	◎		
⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理					
重点 継続	ア	教員業務支援員（SSS）の配置	◎		
継続	イ	教職員が利用しやすいWebサイトシステムの検討・導入	◎		
	ウ	教員業務支援員（SSS）による保護者等への配付通知、学校便り、地域回覧資料等の印刷		◎	
	エ	特定の職員に偏らないWebサイトの作成・更新		◎	
	オ	教員業務支援員（SSS）による記録写真の撮影		◎	○
⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理					
継続	ア	情報教育アドバイザーの配置	◎		
継続	イ	情報教育アドバイザーによるICT機器等の不具合の定期的・突発的な対応	◎	◎	
継続	ウ	教育委員会と学校が連携したICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	◎	◎	
⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理					
継続	ア	学校用務員の配置	◎		
継続	イ	学校管理課と連携した学校施設・設備の管理、修繕	◎	◎	
継続	ウ	学校用務員と連携した学校施設・設備の管理、修繕		◎	○
⑩校舎の開錠・施錠					
継続	ア	機械警備の導入	◎		
継続	イ	管理職等特定の教職員に負担が集中しない仕組み	◎	◎	
⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮					
	ア	休み時間等の見守りボランティアの導入	○	◎	◎
⑫校内清掃					
	ア	清掃ボランティアの導入	○	◎	◎
	イ	校内清掃の実施回数や場所の精選、輪番制		◎	

学校と教師の業務の3分類に関すること		取組主体				
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等				
2 教師以外が積極的に参画すべき業務		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域	
⑬部活動						
重点 継続	ア	部活動地域展開推進計画の策定・周知	◎	○		
重点 継続	イ	休日部活動の地域クラブ活動への移行の促進	◎	◎	◎	◎
継続	ウ	平日部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の促進	◎	◎	◎	◎
継続	エ	地域クラブ活動の指導者の確保・配置促進	◎	○		◎
継続	オ	部活動指導員の確保・配置促進（中学校・義務教育学校）	◎	○		◎
継続	カ	運動部活動等外部指導者の配置促進	◎	○		◎
継続	キ	指導者確保のための団体等との連携	◎	○		
	ク	佐野市運動（文化）部活動の在り方に関する方針」を踏まえた「学校の部活動に係る活動方針」の策定・公表	○	◎		
	ケ	「学校の部活動に係る活動方針」に基づいた、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成	○	◎	○	
	コ	学校や生徒の実情に応じた部活動数の適正化、運営・指導に係る体制の構築	○	◎	○	
	サ	各種方針に基づいた部活動の合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	○	◎	◎	
	シ	参加する大会や練習試合、コンクール等の見直し	○	◎	◎	○

学校と教師の業務の3分類に関すること			取組主体			
			◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
3 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務			市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
⑭給食の時間における対応						
継続	ア	栄養教諭・学校栄養職員の配置	◎			
継続	イ	さわやか教育指導員等の配置	◎			
	ウ	栄養教諭・学校栄養職員と連携した食に関する指導の実施	○	◎	◎	
	エ	さわやか教育指導員等と連携した配膳支援、児童生徒への支援	○	◎	◎	
⑮授業準備						
継続	ア	教員業務支援員（SSS）による授業準備		◎	◎	
継続	イ	授業準備のためのクラウド利用可能な端末等の整備	◎			
⑯学習評価や成績処理						
	ア	AIドリルを使った学習履歴の活用	○	◎	◎	
⑰学校行事の準備・運営						
	ア	行事の準備等へのボランティアの依頼	○	◎	○	
	イ	行事の準備等へボランティアとして参加				◎
⑱進路指導の準備						
	ア	特定の職員に偏らない進路情報の収集		◎		
⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応						
重点 継続	ア	SC、SSW、スクーリングサポーター、日本語指導ができる日本語教室指導員等の専門的な人材の配置	◎			
重点 継続	イ	さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援教育支援員等の配置による児童生徒への支援	◎			
新規	ウ	校内教育支援センターへの職員の配置の検討	◎			
	エ	上記ア・イの専門的な人材の活用		◎	○	

学校業務の適正化等に関すること		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
1 計画の策定や見直し等の取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①計画策定等の取組					
新規	ア	業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表（市計画）	◎		
新規	イ	市計画の内容及び実施状況の総合教育会議への報告	◎		
新規	ウ	保護者や地域に教員の時間外勤務時間（市の平均値）の状況を公開発信	◎		
	エ	学校経営方針等への業務量管理・健康確保措置に関する内容の位置付けの検討		◎	
	オ	自校の働き方改革推進プランの策定（自校プラン）		◎	
	カ	学校運営協議会での業務量管理・健康確保措置実施計画の実施内容（自校プラン）の承認・実施状況の報告	○	◎	◎
	キ	学校評価への業務量管理・健康確保措置等に関する内容の位置付けの検討		◎	
②計画の見直し					
継続	ア	国及び他都道府県の動向を注視した制度運営上の課題の検討	◎		
	イ	学校評価等に基づく学校運営の改善措置等の自校プランへの反映		◎	

学校業務の適正化等に関すること		取組主体				
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等				
2 学校及び教職員による主体的な取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域	
①学校による主体的な取組の推進						
	ア	自校プランに対するP D C Aによる取組の実行・改善・強化		◎	◎	
②管理職のマネジメント力の向上・リーダーシップの発揮						
継続	ア	管理職対象の働き方改革に係る啓発の実施	◎			
継続	イ	教職員評価を通じた学校の働き方改革の指導・助言 (教育委員会から校長へ)	◎			
	ウ	所属職員の在校等時間等の適切な把握		◎		
	エ	校長のリーダーシップによる教職員のアイデアを活かした取組実行		◎	○	
	オ	前例踏襲ではない、所属職員の業務内容や勤務状況を踏まえた改善		◎	○	
	カ	所属職員の主体的な取組を促し、「働きやすさ」と「働きがい」の両立する職場づくりを推進		◎	◎	
③一人一人の教職員による働き方の見直し・意識改革						
	ア	教職員への働き方改革の目的や取組の周知	◎	◎		
	イ	教職員間での課題意識の共有と、子どもたちの教育環境が充実するための効率よい業務の進め方		◎	◎	
	ウ	自身の働き方を見つめ直し、自分事として働き方改革の取組を実行		○	◎	
④若手教員のサポート						
	ア	管理職の声かけや、教材の共有・O J Tによる若手教員の育成		◎	◎	
	イ	若手教員のメンターとなるミドルリーダーの育成	○	◎	◎	
⑤事務職員と教員の連携・協働の推進						
	ア	学校運営における事務職員の専門性を生かした教員との連携・協働	○	◎	◎	
⑥市会計年度職員等との連携・協働の推進						
継続	ア	学校図書館事務員の配置	◎			
継続	イ	給食配膳員の配置(業務委託)	◎			
	ウ	学校図書館事務員と連携した学校図書館の整備、管理		◎	◎	
	エ	給食配膳員による配膳準備・片付け		◎	◎	

学校業務の適正化等に関すること		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
3 校務の改善・効率化・明確化		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①教育課程の工夫・見直し					
	ア	日課表や授業時数の工夫・見直し等の積極的な取組実施	○	◎	
②業務の役割分担の見直しと適正化					
継続	ア	「学校と教師の業務の3分類」についての取組の更なる推進	◎	◎	◎
③行事・会議等の精選・重点化					
	ア	子どもたちの教育環境が充実するために改善・削減する学校行事等の洗い出しと見直し、会議の精選		◎	◎
	イ	校務分掌・委員会等の校内組織の統合や見直し、大胆な業務効率化		◎	◎
④教育委員会が主催する会議・研修会の見直し					
継続	ア	会議の削減やオンラインとの併用による効率化と負担軽減	◎		
継続	イ	県と市教育委員会等で重複した研修の整理・精選	◎		
継続	ウ	市主催の研修会後のアンケートのICT化	◎		
⑤ICT等を活用した業務改善					
継続	ア	学校事務の一層の効率化（統合型校務支援システム等の活用）	◎	◎	
重点継続	イ	一斉メール配信システムの整備	◎		
継続	ウ	アンケート機能・フォーム機能の整備・活用の周知	◎		
重点継続	エ	留守番電話の設置	◎		
継続	オ	会議や研修の目的にあわせたオンラインの活用による効率化	◎		
	カ	業務のデジタル化による、従来の業務手順などの見直しによる校務DXを通じた校内の働き方の改善（学校）		◎	◎
	キ	1人1台端末・一斉メール配信システムによるアンケート機能の活用		◎	○
	ク	ICTの効果的な活用（デジタル教科書、教材等の共有化、デジタル教材の活用、小テストの作成・採点等）		◎	◎

学校業務の適正化等に関すること		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
4 地域・PTA・関係諸団体との連携		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①学校における働き方改革の周知・協力依頼					
継続	ア	関係諸団体に対する学校の働き方改革の周知	◎		
継続	イ	関係諸団体が主催する会議等の削減や縮減に向けた働きかけや協力依頼	◎		
②コミュニティ・スクールと学校地域応援団の一体的推進					
継続	ア	CSアドバイザーの学校運営協議会等への派遣	◎		
継続	イ	地域コーディネーターへの研修	◎		◎
	ウ	学校運営協議会等を通じた、教職員の働き方をサポートするための連携・協働した取組の実施		◎	◎
	エ	地域人材によるボランティアの活用 (緑化活動、校内掲示等)		◎	◎
	オ	地域人材の募集・確保	○	◎	◎
③PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施					
	ア	PTA総会、学校運営協議会等で、自校の働き方改革の取組を説明		◎	◎

教職員の健康及び福祉の確保に関する取組		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
1 教職員の健康サポートに関する取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①教職員の健康サポートの推進					
重点 継続	ア	ストレスチェック・定期健康診断等の実施	◎	◎	◎
継続	イ	メンタルヘルスに関する研修の実施	◎	◎	
継続	ウ	衛生管理者・衛生推進者研修会の実施	◎		
新規	エ	心身の健康相談窓口等の設置と効果的な活用の推進	◎	○	
2 勤務時間・健康管理を意識した働き方		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①教職員自身によるセルフマネジメント					
	ア	教職員自身の健康管理と安全管理についての意識改革	○	○	◎
再掲	イ	自身の働き方を見つめ直し、自分事として働き方改革の取組 を実行	○	○	◎
②勤務時間管理					
	ア	I C Tの活用等による客観的・適切な計測	○	◎	
	イ	休日・平日を問わず勤務実態に基づく正確な時間を記録する ことの徹底	○	◎	◎
	ウ	原則、業務の持ち帰りは行わないことの推進	○	◎	◎
	エ	「上限方針」を踏まえた取組の推進	○	◎	◎
③学校閉庁日の設定					
継続	ア	学校閉庁日の設定による休暇取得の促進	◎	○	
④定時退校日及び退校時間の設定					
	ア	ノー残業デーの設定・実施		◎	
	イ	最終退勤時刻の設定（遅くとも〇〇時まで等）		◎	

こども主体の授業の改善・効果的な教育活動に関すること		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
1 児童生徒の学習等に関わる取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①授業に関する取組					
	ア	義務教育学校における乗り入れ授業の実施	○	◎	◎
再掲	イ	地域人材によるボランティアの活用 (学習支援ボランティア)		◎	◎ ◎
②授業以外での取組					
再掲	ア	地域人材によるボランティアの活用 (読み聞かせボランティア)		◎	◎ ◎
2 学校の環境整備の取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①学校環境の整備					
再掲	ア	地域人材によるボランティアの活用 (教材園・花壇・植栽等の整備、掲示物作成等)		◎	◎ ◎
新規	イ	長期休業の見直し (夏休み及び冬休みの延伸の有効活用)	○	○	◎ ◎

佐野市立学校の取り組み事例

本市の学校では、子どもたちにとってよりよい教育環境となるために、様々な関係者や関係機関の協力のもと、各校で実践している「一校一改革・一挑戦」において学校における働き方改革に取り組んできました。

これまで示してきた具体的な取組内容に加えて、各学校で取り組んできた学校における働き方改革の内容を分類・整理し、参考として紹介します。

(参考) 一校一改革・一挑戦において取り組んだ内容		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
1	時間を生み出す工夫	市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①日課等の工夫・改善					
	ア 朝の職員打合せの廃止		◎	◎	
	イ 水曜日の日課の見直し（下校時間を早め会議等の時間確保）		◎	◎	○
	ウ 日課・時間割の見直し（長期休業前後の4時間授業の実施）		◎	◎	○
	エ 児童生徒登校後の朝の時間の工夫 （登校後から朝の会までの時間をこどもに委ねる）		◎	◎	
②部活動等の取組					
	ア （小学校）部活動指導体制の見直し（指導体制と練習時間）		◎	◎	
	イ （小学校）小規模学校の特色を生かした陸上記録会・駅伝記録会の練習（6時間目を教科体育として全教職員で対応）		◎	◎	
	ウ 地域クラブ活動と部活動指導との連携	○	◎	◎	○
③休日・長期休業期間等における取組					
	ア 夏休みの登校日の廃止		◎	○	○
	イ 地域行事、奨励陸上大会への教員の引率の辞退 （行事主催者、参加するこどもの保護者による対応の依頼）		◎	○	◎

(参考) 一校一改革・一挑戦において取り組んだ内容		取組主体			
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等			
2 教職員の校内事務の軽減・新たな視点での取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域
①教職員の育成・意識改革					
	ア チーム対応（OJT）による児童指導・学習指導		◎	◎	
	イ 運営委員会を活用した主任同士の連携		◎	◎	
	ウ ボトムアップ（校務分掌担当者間での検討）		◎	◎	
	エ 教職員の自己成長を促す取組の奨励		◎	◎	
②ICT等を活用した取組					
	ア 善行賞作成の工夫 （入力フォーマット、SSSによる印刷、教室での表彰）		◎	◎	
	イ 学校備品のデータ管理化への取組		◎	◎	
	ウ 職員会議のペーパーレス化		◎	◎	
	エ 長期休業前後の集会のオンライン化		◎	◎	
	オ 一斉メール配信システムの活用 例 欠席・遅刻の連絡、水泳参加の同意の連絡 各種たより・PTA総会資料の配布 保護者対象の学校評価のアンケートの実施		◎	◎	◎
	カ 1人1台端末を活用した児童生徒のアンケートの実施		◎	◎	
③行事等の工夫					
	ア 宿泊学習における教職員の夜間動員の廃止		◎	◎	
	イ 就学時健康診断時の対応職員の最適化		◎	◎	
	ウ 登校指導日の縮減、当番日の固定化からの変更		◎	◎	
④提出物等の工夫					
	ア 週案の工夫 ・提出は週1回から原則月1回へ ・週の反省等の記載はしなくてもよい 等		◎	◎	
	イ PLANTを活用した出張の復命		◎	◎	

(参考) 一校一改革・一挑戦において取り組んだ内容		取組主体				
		◎：取組の中心 ○：取組への指導・助言・支援等				
3 これまでの習慣・慣例・当たり前等の見直し・時代に応じた変化		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域	
①情報の発信方法の工夫・改善						
	ア	学校だよりを廃止し学校ホームページでの紹介に変更		◎	◎	○
	イ	学年だよりを廃止し学校ホームページでの紹介に変更		◎	◎	○
②通知表等の見直し						
	ア	通信表の所見の見直し 例 通知表レイアウトの変更 1学期の通信欄のコメントは夏休みの面談で代替		◎	◎	○
③作品応募・学校文集・卒業アルバム等						
	ア	学校文集の廃止・見直し		◎	◎	○
	イ	卒業アルバムの内容縮小		◎	◎	◎
	ウ	各種作品募集の厳選		◎	◎	
④PTA活動の工夫						
	ア	PTA奉仕活動を運動会準備等に振り替え		◎	◎	◎
	イ	PTA総会の開催方法、活動内容の工夫と会議の削減		◎	◎	◎
	ウ	PTAボランティア制度の導入(運動会、学校祭等)		◎	◎	◎
4 ボランティアとの関わり		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域	
①ボランティアの活用						
再掲	ア	地域ボランティアの活用		◎	○	◎
	イ	大学生・高校生ボランティアの活用		◎	○	◎
	ウ	地域コーディネーターを窓口にした地域ボランティアの活用		◎	○	◎
5 教職員の健康確保の取組		市教委	学校 (組織)	教職員	保護者 地域	
①教職員の心身の健康の取組						
	ア	教職員一人一人との日常会話を通じた課題解決のヒント、職員 の健康状態の把握		◎	○	
	イ	職員室にチャイム付き時計の設置		◎	○	
	ウ	教職員自身による定時退勤日の決定 (週に1回17時退勤を目標)		◎	◎	